

平成30年11月

農林水産省

農地中間管理事業の5年後見直し等について(論点整理)

現状と課題	対応（案）
<p>1 総論</p>	
<p>○ 農地の集積・集約化のために最も重要なことは、地域の信頼を得て、地域の特性に応じて市町村、農業委員会、J A、土地改良区等の地域における話合いのコーディネーター役と的確に連携した活動を行うこと。農地バンクはこれらの点で未だ十分とは言えない。</p>	<p>○ 農地バンクが、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する必要があるのではないか。</p>
<p>2 農地の集積・集約化の前提となる地域内の話合いが低調</p>	<p>2 地域における農業者等による協議の場の実質化</p>
<p>○ 人・農地プランは、地域農業者の話合いに基づき、地域農業の今後のあり方や農地の受け手出し手等を明確化する役割を担っているが、下記の通り十分機能していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 受け手・出し手それぞれ個人名・農地を書くこととされているが、特に出し手の記載はされていない場合が多く、担い手への農地の集約化に向けたイメージが共有されていない。 － 市町村の農業関係職員が減少し、プランがコーディネートできていない。 	<p>○ 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させるため、以下の取組を行ってはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 出し手の個人名などの詳細な記載までは求めない一方、地域内の農地について、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化してはどうか。 － 農業委員・農地利用最適化推進委員が、話合いのコーディネーターとして、積極的に参加するべきであり、その旨を法令で明確化してはどうか。

<ul style="list-style-type: none"> - 農業次世代人材投資事業などの支援措置を活用するためだけに、プランを作成している実態もある。 ○ 野菜・果樹などでは、担い手や農地利用のみについて関係者が集まって話し合う習慣が少ない。 ○ 所有を中心とした農地の利用集積・集約化を進めている地域もあることから、そのような地域は、所有による権利移転を進めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> - プランを実質化させた場合に、施設整備事業や機構集積協力金の地域タイプを重点化するなどを検討してはどうか。 ○ 産地計画に向けた話し合いなどを活用し、新規就農を含めた将来の担い手を特定するなどの場合には、それを人・農地プランとみなすなど、柔軟な対応を行ってはどうか。 ○ 所有を中心とした農地の集積・集約化を進めている地域もあることから、利用だけでなく所有による権利移転を進めるための税制上の取扱いを検討してはどうか。
<p>3 農地バンク事業手続等に関する不満が多い (1) 農地バンクの仕組みの改善</p>	<p>3 農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地バンクを通じて農地を借入・転貸するためには、借入れの計画（市町村による集積計画）と転貸の計画（農地バンクによる配分計画）を別々に作成するため、時間が掛かり、事務が煩雑になっている。 ○ 配分計画案については2週間縦覧に供し、第三者に意見の機会を与えることとなっているが、これまで一度も意見書が提出されたことがない。 ○ 農地バンクから農地を借り受けた者に対しては、貸し付けた農地の適正利用を確保するため、毎年、農地の利用状況の報告を求めているが、農業者にとって大きな負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地バンクが農地を借入・転貸する際、出し手から農地バンク、農地バンクから受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設けることとしてはどうか。 ○ 配分計画案の縦覧については、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止することとしてはどうか。 ○ 利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止することとしてはどうか。

- 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第 18 条第 7 項について地域の農地利用の合意形成を阻害する可能性がある。
- 機構集積協力金については、出し手でなく受け手を支援してほしいという意見もある中で、地域タイプの方が農地の集積・集約化には効果があり、地域に応じて支援対象を柔軟に決定できるという利点がある。
- 機構関連のほ場整備について、特に小規模の整備について配慮すべきである。
- 中山間地域等担い手が不足している地域については、不在地主が草刈り等を行わなくなる可能性もある中で、農地バンクが農地を借りてくれないという不満がある。

- 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第 18 条第 7 項については、地域の合意内容を所有者が後で理由なく反対する場合など、運用方針を明確化してはどうか。
- 機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとしてはどうか。
- 農地耕作条件改善事業の更なる活用により、よりきめ細かな対応を行えるようにすべきではないか。
- 中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するためには、畑地化も含めた基盤整備の活用、新規作物等の導入など総合的な対応が必要ではないか。その上で、農地バンク等が適正な農地利用に向けて積極的に協力する仕組みを設けてはどうか。

(2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化	(2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化
<p>○ 農地利用集積円滑化事業の活動は、農地バンク事業の創設に伴い大きく減少し、ピーク時の3分の1程度。全体としては、農地利用円滑化団体と農地バンクとの連携が進んでいる。ただし、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一部の農地利用円滑化団体は、ブロックローテーションや新規就農の促進などの取組と併せ、活発に活動している。 - 農地バンク事業の場合、円滑化事業と異なり、農業振興地域の区域外の農用地等が対象となっていない。 - 円滑化事業から農地バンク事業への切替えを行う場合、事務負担が増大する可能性がある。 <p>○ 農地バンクが業務委託する際には、個々の業務委託契約ごとに都道府県知事の承認が必要とされており、申請書の作成等事務が煩雑で大きな負担となっている。</p> <p>○ 市町村の作成する集積計画についても、担い手に農地を集積するための運用の改善が必要である。</p>	<p>○ 一部の地域で地域に根ざして特色ある活動を行っている農地利用集積円滑化団体を、上記の措置を講ずることにより仕組みが改善されることとなる農地バンクに、以下の措置を講じることにより統合一体化し、農地の利用集積・集約化を一層推進することとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるJA等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設けることとしてはどうか。 - 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大することとしてはどうか。 - 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設けてはどうか。 <p>○ 農地バンクの市町村等に対する業務委託について、個々の業務委託契約に関する都道府県知事の承認を不要としてはどうか。</p> <p>○ 市町村の作成する集積計画についても、上記の一体的な体制を機能させるための運用の明確化を行ってはどうか。</p>

4 農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置 (1) 担い手の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 意欲ある担い手はその活動領域を継続的に拡大しているが、市町村にとっては外部の担い手の見極めは難しく、事務手続きに時間がかかるケースがある。このため、担い手からは、現在の市町村認定の仕組みを見直してほしいという意見がある。 ○ 新規就農の確保は重要であり、支援策の充実や従来円滑化事業の枠組で行ってきた JA 等による研修等の継続が必要である。 ○ 平成 28 年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特例の活用実績は低調。他方、農業者からのニーズとして、経営ノウハウの共有や資金調達の円滑化の観点から、役員を複数会社で兼務させる際に、農業への常時従事要件を緩和できないかという意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の減少・高齢化に伴い、意欲ある担い手による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）について、担い手の活動範囲に応じ、市町村が定める認定基準を踏まえつつ、都道府県等が認定する仕組み等を設けてはどうか。 ○ 新規就農者の更なる確保に向けて、農業次世代人材投資事業や新規就農者向けの無利子資金について運用改善を行ってはどうか。また、引き続き JA 等が研修や新規就農者の自立支援を行えるような措置を講じてはどうか。 ○ 農業法人の活動実態が拡大し、役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、認定農業者について農業経営基盤強化促進法で農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和することとしてはどうか。
(2) 担い手への農地の利用集積・集約化を促進するための転用期待の抑制	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の農業者から、農業者が抱いている転用期待が農地を借りる上での障害となっているとの声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手に対する農地の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転用許可基準を見直してはどうか。
5 関係法の改正	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地バンク事業は、法附則により施行後 5 年を目途として、農地バンク事業及び関連事業の在り方全般、地域における協議の場の円滑な実施を図るための措置の在り方、について検討することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記事項を実現するため、関係法律を見直すこととし、必要な法案を次期通常国会に提出することとしてはどうか。